

第6号様式別表5記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。）、法人税法第62条第2項若しくは第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは同法第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。
- (2) 外国の事業に帰属する所得のある法人又は非課税等所得のある法人は、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付してください。
- (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この計算書を第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告にあっては、法人番号（13桁）を記載します。	
3「所得金額又は個別所得金額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の33の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の金額を記載します。 ただし、連結申告法人について、法人税の明細書（別表4の2付表）の7の欄に記載された金額がある場合には、その金額を42の欄の金額に加算した金額を記載します。	
4「損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額②」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の33の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条又は同法第81条の7の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合においては、記載する必要はありません。	
5「損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額③」	法人税の明細書（別表12(1)）の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか低い金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に係る部分の金額に限りません。）を記載します。	
6「損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額④」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の1の欄の当期利益又は当期欠損の額の計算上損金の額に算入した外国法人税の額から法人税の明細書（別表4）の30の欄に記載した金額を控除して得た金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の1の欄の当期利益又は当期欠損の額の計算上損金の額に算入した個別外国法人税の額から法人税の明細書（別表4の2付表）の39の欄に記載した金額を控除して得た金額を記載します。	
7「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額⑤」及び「非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額⑥」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる法人税法第62条第2項若しくは第62条の5第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の36の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の44の欄の金額を記載します。	
8「益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額⑦」	法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の各欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限りません。）を記載します。	
9「外国の事業に帰属する所得以	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国	

外の所得に対して課された外国法人税の額⑧」	法人税の額を記載します。 また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課された外国法人税の額を記載してください。	
10「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑨」	法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載します。	
11「特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額⑩」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第67条の14第1項の適用を受ける法人及び同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
12「特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額⑪」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第68条の3の2第1項の規定の適用を受ける法人及び同法第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
13「外国の事業に帰属する所得⑬」	法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする場合には外国の事業に帰属する所得から当該所得に対して課された外国法人税の額（⑨の欄の金額）を控除した額を、区分計算の方法によらない場合は⑮の欄の金額を記載します。	
14「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額⑭」	第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。	
15「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額⑮」	法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の⑨の欄、同表の⑫の欄又は第6号様式別表11の⑪の欄の金額を記載します。	
16「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額⑯」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第59条第1項又は第2項の適用を受ける法人若しくは同法第68条の62第1項又は第2項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
17「農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額⑰」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第61条の2第1項の適用を受ける法人又は同法第68条の64第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
18「農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額⑱」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第61条の3第1項の適用を受ける法人又は同法第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
19「関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額⑲」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第57条の7第1項の適用を受ける法人又は同法第68条の57第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
20「中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額⑳」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第57条の7の2第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第68条の57の2第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
21「再投資等準備金積立額の損金算入額㉑」	法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされる東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項又は同法第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が記載します。	
22「非課税所得の区分計算」（㉓から㉕までの欄）	外国の事業に帰属する所得及び鉱物の掘採事業の所得の区分計算のできない法人が記載します。	
23「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㉓」及び「期末の総従業者数㉔」	(1) 従業者の数は、当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。 (2) 収入金額課税事業を併せて行う法人にあっては、収入金額課税事業に係る従業者の数を除いた人数を記載します。 (3) 非課税事業を併せて行う法人にあっては、非課税事業に係る従業者の数を含む人数を記載します。 (4) 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の19第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいいます。以下同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいいます。）が事業年度	(1) 法第72条の24前段の規定による区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人は記載する必要がありません。 (2) (4)において、従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

	の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、㉓の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉔の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。	
24「鉱物の掘採事業の所得」 (㉕から㉙までの欄)	㉙の欄の金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて記載し、㉘の欄に転記します。	㉕から㉙までの欄は、鉱物の掘採事業の所得を区分計算する法人は記載する必要がありません。